(e) 当該各締約国の領域内にある投資財産に関連した活動に従事する当該他の締約国の従業員が得た収入その他の報酬

(f) 前二条の規定に従って行われる支払

(g) 第十五条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券、先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

(e) 通貨その他の支払手段の移転についての報告

4　この条に規定する資金の移転は、為替管理に関する各締約国の法令であって、他の締約国の投資家による投資が行われる時点で効力を有しているものにおいて関連する手続を定めている場合には、当該手続によって行われるものとする。当該手続には、次の事項に関する手続を含むが、これらに限らない。

(a) 海外投資

(b) 清算、所有権の移転及び登録された資本金の減少（これらから生じた資金の再投資を含む。）

(c) 登録された対外債務（外国投資家からの借入れを含む。）の元本及び利子の返済

(d) 国内の保証人により提供される対外債務の保証

5　4に規定する手続の完了に要する期間は、1に規定する投資家が、資金の移転について、必要な書類を添付した書面による申請を当該投資家の投資財産が領域内に所在する締約国の外国為替当局に提出した日から起算する。必要な承認を与えるまでの期間は、当該申請の提出から約一箇月とすべきであり、二箇月を超えてはならない。4に規定する手続は、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十四条　代位

1　一の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他の締約国は、次のことを承認する。

(a) 当該一の締約国又はその指定する機関に対し、当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権が譲渡されること。

(b) 当該一の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。

2　一の締約国又はその指定する機関が自国の投資家に対して支払を行い、それにより当該投資家の権利を代位した場合には、当該投資家は、支払を行った当該一の締約国又はその指定する機関の同意を得ることなく、他の締約国に対し、当該権利に基づく請求を行うことができない。当該投資家は、1の規定により代位されなかった自己の権利を引き続き行使することができる。

3　1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前三条の規定を準用する。

第十五条　一の締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争であって、当該投資家又は当該一の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）と当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）との間の協議により友好的に解決する。紛争投資家は、投資紛争を3に規定する仲裁に付託する前に、書面による協議の要請を紛争締約国に提出する。この書面による要請には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の名称及び住所

(b) 違反があったとされるこの協定に基づく義務

(c) 当該投資紛争についての事実の簡潔な要約

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償額の概算

注釈　書面による協議の要請は、次の紛争締約国の権限のある当局に送付する。

(a) 中華人民共和国については、商務部条約法律司

(b) 日本国については、外務省又はそれに代わる機関

(c) 大韓民国については、法務部国際法務課

3　投資紛争は、紛争投資家の要請に基づき次のいずれかのものに付託される。

(a) 紛争締約国の権限のある裁判所

(b) ＩＣＳＩＤ条約が利用可能である場合には、ＩＣＳＩＤ条約による仲裁

(c) ＩＣＳＩＤ追加的制度規則が利用可能である場合には、ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁

(d) ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(e) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

ただし、(b)から(e)までの規定の適用上、次の要件が満たされることを条件とする。

(i) 2に規定する書面による協議の要請が紛争締約国に提出された日から四箇月以内に当該協議により当該投資紛争を解決することができないこと。

(ii) 7に規定する行政上の審査手続を要求された場合には、当該審査手続に関する要件が満たされていること。

注釈　(a)の規定の適用上、この3の規定は、行政裁判所又は行政機関が前審として審判することとされている場合には、その前審としての審判を妨げるものと解してはならない。

4　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争をこの条の規定に従って3に規定する仲裁に付託することに同意する。

5　紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の権限のある裁判所又は3に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、当該紛争投資家によるその選択は、最終的なものとし、当該紛争投資家は、その後は3に規定する他の仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

6　3及び4の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が、1に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、当該紛争締約国の権限のある裁判所において手続を開始する権利を放棄する旨の書面を当該紛争締約国に提出する場合を除くほか、行うことができない。

7　紛争投資家が2の規定に基づき書面による協議の要請を紛争締約国に提出した場合には、当該紛争締約国は、当該紛争投資家に対し、3に規定する仲裁への付託に先立ち自国の法令に定める行政上の審査手続を経るよう、遅滞なく要求することができる。

当該審査手続は、当該審査手続の申立てがあった日から四箇月を超えて継続してはならない。当該審査手続が四箇月の期間の満了までに完了しない場合には、当該審査手続は、終結したものとみなされ、紛争投資家は、投資紛争をこの条の規定に従って3に規定する仲裁に付託することができる。紛争投資家は、3に規定する四箇月の協議の期間が経過するまでは、当該審査手続の申立てをすることができる。

注釈　この7に規定する行政上の審査手続におけるいかなる決定も、紛争投資家が投資紛争を3に規定する仲裁に付託することを妨げるものではないことが了解される。

8　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、3に規定する仲裁を規律する。